

協議第7号

小城市立中学校部活動休養日の設定について

このことについて、別紙のとおり協議する。

平成29年10月26日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

協議理由

部活動の実施について、喫緊の課題となっている過度な活動時間の是正や教職員の時間外勤務の縮減を図り、生徒に部活動以外の多様な体験等が可能な時間を確保する必要があるため協議する。

小城市立小中学校長 様

小城市教育委員会
教育長 大野 敬一郎

小城市立中学校部活動休養日の設定について（案）

部活動は、生徒にとってスポーツや文化に親しむとともに、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資する重要な活動です。また、生徒同士や教員との人間関係の構築や生徒の自己肯定感の高揚に効果を上げています。一方、適切な休養を伴わない活動は生徒の健全育成や教員の過度な時間外勤務に繋がるなどの弊害も指摘されています。

そういう中、平成29年10月2日教委保第1112号で第3日曜日の「県下一斉部活動休養日」の設定についての通知を受け、小城市では、生徒の多様な体験を充実させる時間の確保や健全な成長を促すこととあわせて、教職員の時間外勤務等軽減の観点から小城市の部活動休養日について提案します。

1 基本的な考え

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 生徒の多様な体験を充実させる時間の確保
(部活動以外の多様な体験や家族・地域での関わりを深める)2 生徒の心身の発達段階を考慮した部活動指導の効率化
(複数の顧問等により充実した部活動の運営)3 教職員の時間外勤務等の軽減 |
|---|

2 実践項目

- (1) 第3日曜日（小城市家庭の日）を小城市統一の部活動休養日と定める。
- (2) 原則、土曜日、日曜日、祝日は休養日とする。または、公式試合等を考慮し、それぞれ半日の練習時間を目安とする。
- (3) 月曜日または水曜日を定時退校推進日とする。
- (4) 1月あたり、平日の課業日4日、週休日4日、計8日以上の休養日を設定する。
- (5) 毎月の活動計画を各部活動で作成し、学校長の承認を得て実践する。